

## 平成30年度第6回役員会議事要旨

日 時 平成30年7月30日（月）13時10分～14時00分  
場 所 学長室  
出席者 和田学長，江頭理事，鈴木理事，海老名理事  
欠席者 なし  
陪席者 石橋監事，小嶋監事，近藤副学長，関事務局長

### 議 案

#### 1. 平成33年度以降の新たな入試制度骨子（案）について

和田学長から，審議資料1に基づき，平成33年度以降の新たな入試制度骨子（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，本件については本年8月以降に公表する予定である旨発言があった。

#### 2. 小樽商科大学における情報化戦略及び情報セキュリティの体制整備（案）について

和田学長から，審議資料2に基づき，小樽商科大学における情報化戦略及び情報セキュリティの体制整備（案）について諮られ，原案どおり議決された。

議決後，和田学長から10月1日付けで情報化戦略委員会，情報総合センターを設置する旨発言があった。

#### 3. 国立大学法人小樽商大学情報化戦略委員会規程の制定（案）について

#### 4. 小樽商科大学情報処理センター規程の全部改正（案）について

和田学長から，審議資料3，4に基づき，国立大学法人小樽商大学情報化戦略委員会規程の制定（案），小樽商科大学情報処理センター規程の全部改正（案）について諮られ，全て原案どおり議決された。

議決後，和田学長から，国立大学法人小樽商大学情報化戦略委員会規程については，本日付けで制定のうえ，本年10月1日付けで施行し，小樽商科大学情報処理センター規程の全部改正については，本年10月1日付けで施行する旨発言があった。

#### 5. 小樽商科大学学則の一部改正（案）について

#### 6. 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）について

#### 7. 国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程の一部改正（案）について

#### 8. 国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程の一部改正（案）について

#### 9. 小樽商科大学情報処理センター運営委員会規程の一部改正（案）について

#### 10. 小樽商科大学情報処理センター利用規程の一部改正（案）について

和田学長から、審議資料5～10に基づき、小樽商科大学学則の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学事務分掌規程の一部改正（案）、国立大学法人小樽商科大学情報セキュリティ規程の一部改正（案）、小樽商科大学情報処理センター運営委員会規程の一部改正（案）、小樽商科大学情報処理センター利用規程の一部改正（案）について諮られ、全て原案どおり議決された。議決後、和田学長から、本年10月1日付けで施行する旨発言があった。

## 1 1. 国立大学法人小樽商科大学学術コンサルティング規程の制定（案）について

和田学長から、審議資料11に基づき、国立大学法人小樽商科大学学術コンサルティング規程の制定（案）について諮られ、審議の結果、審議資料11について一部修正のうえ議決された。

議決後、和田学長から、本日付けで制定する旨発言があった。また、9月5日開催予定の学部・大学院合同教授会にて報告予定である旨発言があった。

（修正内容）

審議資料11

・2ページ 国立大学法人小樽商科大学学術コンサルティング規程第8条第3項

【修正前】前項の指導料の額は、

【修正後】前項の指導料及び必要経費の額は、

## 協 議 事 項

### 1. サハリン国立大学との相互理解覚書の更新について

和田学長から、協議資料1に基づき、サハリン国立大学との相互理解覚書の更新について諮られ、原案どおり承認された。

承認後、和田学長から、9月5日開催の教育研究評議会の議を経て、9月10日開催の役員会に附議する旨発言があった。

最後に、和田学長から、次回の役員会については、8月27日（月）13時10分から開催予定である旨発言があった。

引き続き、役員懇談会が開催された。

以 上